

# 平成30年度 苅田町職員採用試験（後期）実施要綱

第1次試験日 平成31年1月27日（日）  
受付期間 平成30年12月10日（月）～平成31年1月10日（木）  
（8時30分～17時15分）  
ただし土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は受け付けません。

## 1. 試験区分、採用予定人員及び職務の概要

試験区分	採用予定人員	職務の概要
身体障がい者を対象とする一般事務	1名程度	町の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
保健師	1名程度	町の機関に勤務し、保健業務に従事します。
文化財専門職	1名程度	町の機関に勤務し、文化財の発掘調査、記録保存等の業務に従事します。

職務概要については代表的な例であり、異なる職務に従事する場合があります。

## 2. 受験資格

試験区分	受験資格
身体障がい者を対象とする一般事務	平成31年1月27日時点で、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級～6級までの者 次の～の全ての要件に該当する者 昭和58年4月2日～平成13年4月1日の間に生まれた者 介護者なしに職務の遂行が可能な者 活字印刷文による出題に対応できる者
保健師	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有し自動車の運転ができる者
文化財専門職	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、大学（短大を除く）もしくは大学院において考古学に関連する課程を専攻し、卒業（修了）した者又は平成31年3月31日までに卒業（修了）見込の者、かつ、学芸員の資格を現に有している者又は平成31年3月31日までに取得見込の者

最終合格発表後、受験資格に求める資格要件の確認のため、各種証明書等を提出していただきます。資格要件に虚偽があった場合は、合格を取り消します。

日本国籍を有しない者「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます（5頁参考を参照のこと）。

次に該当する場合は、受験できません。

地方公務員法第16条に該当する者

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・苅田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の日時、会場及び合格者発表

#### （第1次試験）

試験区分	試験日時	試験場	合格者発表
全試験区分	平成31年1月27日（日） 午前10時00分より （受付開始9時00分より） （試験説明9時50分より）	苅田町役場庁舎 （093-434-1111）	平成31年2月8日（金） （予定）に役場掲示板に 掲示し、合格者のみ結果 を通知します。

（注1）第1次試験当日（1月27日）に持参するもの

受験票                      筆記用具（HBの鉛筆又はシャープペン及び消しゴム）

昼食                         面接カード

実測用具（文化財専門職のみ）

身体障害者手帳の写し（身体障がい者を対象とする一般事務のみ）

（注2）計算機能又は翻訳機能がついた腕時計の持込は禁止します。

（注3）車椅子を利用する方はその旨を申込書の備考欄に具体的に記入してください。

（注4）自然災害等により日程を変更する場合があります。詳しくは役場HPをご覧ください。

#### （第2次試験）

試験区分	試験日時	試験場	合格者発表
全試験区分	平成31年2月中旬の予定 詳細については1次試験合格者に文書で通知します。	苅田町役場庁舎 （093-434-1111）	平成31年2月下旬 （予定）に役場掲示板 に掲示し、受験者全員 に結果を通知します。

#### 4. 試験の科目、内容等

	試験区分	科目	内容	
1 次	全試験区分共通	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験	
		職場適応性検査	公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格方向の面からみる検査	
	身体障がい者を対象とする一般事務	事務適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査	
	保健師	専門試験	大学卒業程度で保健師として必要な専門的知識等の能力についての択一式による筆記試験	
		文化財専門職	専門試験	大学卒業程度で文化財専門職として必要な専門的知識等の能力についての記述式による筆記試験
			実技試験	遺物の実測図作成等（実測用具持参）
2 次	全試験区分	作文試験	出題されたテーマについて、文章による表現力、総合的判断力、文章構成力等の能力についての筆記試験	
		面接試験	主として人柄等についての個別面接による試験	
		身体検査	健康状態についての医学的検査 医療機関で診察のうえ診断書を提出	

\* 教養試験、専門試験の出題分野は、概ね次の通りです。

##### 教養試験

###### 【身体障がい者を対象とする一般事務】

時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題（高校卒業程度）

###### 【保健師、文化財専門職】

時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題（大学卒業程度）

##### 専門試験

###### 【保健師】

公衆衛生看護学・疫学・保健統計学・保健医療福祉行政論

###### 【文化財専門職】

文化財及び考古学に関する知識を問う問題

#### 5. 試験結果の開示

この試験の結果については、苅田町個人情報保護条例第 24 条の規定に基づき、口頭により開示をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、学生証等）を持参の上、直接お越しく下さい。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	順位及び総合得点	合格発表日の翌日から1か月間	苅田町総務課 人事担当
第2次試験	受験者			

## 6．合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載します。  
(有効期間1年)
- (2) 採用は、平成31年4月1日以降で、採用候補者名簿登載順に決定します。  
従って、登載順位が下位の人は採用が遅れたり、採用されないこともあります。  
(原則として6ヶ月間は条件附採用)

## 7．給与

身体障がい者を対象とする一般事務は151,500円程度、保健師、文化財専門職は185,800円程度が支給されます。なお、学歴、経験年数等により調整される場合があります。また、このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。

## 8．受験手続

- (1) 苅田町職員採用試験実施要綱及び申込書の請求方法

窓口での請求

配布場所

苅田町総務課人事担当(苅田町役場3階)(住所等は文末に掲載)

配布期間

平成30年12月10日(月)から平成31年1月10日(木)まで  
土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く  
午前8時30分から午後5時15分まで

郵便での請求

封筒の表に『採用試験請求』と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)に宛先明記のうえ同封し、苅田町総務課人事担当(住所等は文末に掲載)に請求してください。

請求されてから1週間を過ぎても書類が届かない場合は、総務課人事担当まで必ずお問い合わせください。

苅田町ホームページからのダウンロード

苅田町ホームページ(URL: <http://www.town.kanda.lg.jp/>)から申込用紙をダウンロードすることができます(平成30年12月10日頃に苅田町ホームページ掲載予定)。

ダウンロードする場合は、申込書、面接カードはA4版白色用紙に、受験票は郵便はがきに、それぞれ黒色で印刷してください。

(2) 受験申込

受付場所 苅田町総務課人事担当(苅田町役場3階)(住所等は文末に掲載)  
受付期間 平成30年12月10日(月)から平成31年1月10日(木)まで  
土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く  
午前8時30分から午後5時15分まで  
郵送の場合は平成31年1月10日(木)までの消印があり書類  
が完備しているものに限り受け付けます。

提出書類

試験区分	提出書類
全試験区分共通	申込書・写真票(申込書の下部にあります) 受験票(郵便で申込む場合は表面に62円切手を貼り、住所、氏名、郵便番号を記載のこと。持参する場合は表面の切手貼付・記入は不要。)

郵便で申込む場合は封筒の表に『試験申込』と朱書きしてください。

(3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験番号を記入した受験票を交付(郵便での申込者には返送)します。

申込みをされてから10日を過ぎても受験票が届かない場合は、総務課人事担当まで必ずお問い合わせください。

参 考

1. 日本国籍を有しない人が就く職について

公務員の任用は、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができない。」という公務員に関する基本原則に基づいて行われます。

従って、上記の公務員に関する基本原則にあたらぬ職に就くことになります。

2. 従事できない職及び管理職への昇任について

苅田町では、上記の公権力の行使等に携わる職については、概ね次のように定めています。

公権力の行使に携わる職

ア徴税吏員

イ消防吏員

公の意思の形成への参画に携わる職

ア庁議(重要施策決定機関)を所管する管理職及び常時これに参画する管理職

イ政策の総合企画及び調整を所管する管理職

ウ町財政を所管する管理職

エ各機関の人事を所管する管理職

この試験についての申込みと問い合わせ先

苅田町総務課人事担当

(093)434-1861

〒800-0392 京都府苅田町富久町1丁目19-1(役場3階)